



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1239	介護保険法による指定介護療養型医療施設の指定の辞退	(長寿社会課).....	1
1240	保安林の指定	(森林整備課).....	1
1241	保安林の指定施業要件変更予定	(").....	2
1242	"	(").....	2
1243	特定漁港漁場整備事業計画の変更案の作成	(港湾漁港整備課).....	2

告 示

和歌山県告示第1239号

健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号)第113条の規定による指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、同法第115条の規定に基づき公示する。

令和5年11月6日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定事業者番号	開設者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	辞退年月日
30117100 70	医療法人篤真会	奥クリニック	和歌山県紀の川市黒土26 3番地1	指定介護療養 型医療施設	令和 5.10.31

和歌山県告示第1240号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年11月6日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 保安林の所在場所 有田郡広川町大字井関字津兼184の44、184の45

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

有田郡広川町大字井関字津兼184の45(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業

局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1241号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和5年11月6日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1242号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年11月6日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1243号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第1項に規定する特定漁港漁場整備事業計画の変更案を作成したので、同条第11項において準用する同条第4項の規定により、同条第2項に規定する事項を定めた書面及び関係図書を和歌山県県土整備部港湾空港局港湾漁港整備課、東牟婁振興局申本建設部及び申本町に備え置いて、令和5年12月5日まで公衆の縦覧に供する。

なお、この計画の案に関し意見がある者は、縦覧期間満了の日まで、和歌山県知事に意見書を提出する

ことができる。

令和5年11月6日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 施行に係る区域及び工事に関する事項

(1) 区域に関する事項

- ア 区域名 串本地区
- イ 所在地 和歌山県東牟婁郡串本町串本地先
- ウ 整備対象漁港名 串本漁港

(2) 工事に関する事項

- ア 主要施設の種類及び規模
(漁港施設)

計画施設	計画工事種目	単位	計画数量	
			変更前	変更後
外郭施設	浅海防波堤	m	640.0	423.6
	北防波堤	m	310.0	310.0
	南防波堤	m	474.8	474.8
係留施設	-5.0m 岸壁	m	371.5	371.5
	-3.0m 岸壁	m	185.0	185.0
輸送施設	道 路	m	404.3	200.0
	C道路	m	44.0	0.0
漁港施設	用 地	m ²	15,306.0	0.0

イ 工事の着手及び完了の予定期間

- (ア) 着手年度 平成27年度
- (イ) 完了予定年度
 - a 変更前 平成36年度
 - b 変更後 令和9年度